

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年3月1日に、B社C工場における資格取得日を同年3月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月29日から同年3月1日まで
② 昭和31年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和29年3月から31年2月29日までA社の工場に勤務していた。

A社の工場は、昭和31年3月1日にB社に吸収合併されたが、同日をもって同社に正社員として採用され、平成6年9月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の経理事務担当者及び複数の元同僚の証言等から判断すると、申立人は、B社が昭和31年3月1日にA社の工場を吸収合併する前日（昭和31年2月29日）まで当該会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年1月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業を継承したとしているB社は不明であるとしているが、A社が資格喪失日を昭和31年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、B社からの回答、同社が発行した退職年金加入証書及び元同僚の証言等により、申立人は、同社に昭和31年3月1日から正社員として勤務していたことが確認できる。

また、複数の元同僚及びB社は、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を控除されていたと思うと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和31年4月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年4月1日から20年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を17年4月から18年8月までは20万円、同年9月から20年4月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年5月1日から同年11月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年10月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から20年11月1日まで

私は、平成17年4月から20年10月末までA社に勤務したが、入社当初から月額30万円の給料と年収500万円の条件であった。

しかし、国の記録によると、私の標準報酬月額は30万円ではなく、15万円となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年4月1日から20年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間につい

ては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成17年4月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から同年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成17年4月1日から20年5月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書（平成20年3月分）及び事業主から提出された給与明細書によると、17年4月から18年8月までは標準報酬月額20万円、同年9月から20年4月までは標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年5月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年5月から同年10月までは15万円と記録されている。しかし、事業主から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年5月から同年10月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月1日から19年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における14年4月から19年9月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年10月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における19年10月から20年9月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から20年11月1日まで

A社で厚生年金保険に加入している期間のうち、申立期間の標準報酬月額は26万円となっているが、賃金台帳に記載された給与支給額と相違しているため、給与支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月1日から20年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえ

て、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年 10 月 1 日から 20 年 11 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成 16 年から 19 年までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、申立人に係る報酬月額は 26 万円で届け出られていることが確認できることから、事業主は上記賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 26 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月まで、及び 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における平成 19 年 10 月から 20 年 9 月までの標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 10 月については、申立人から提出された賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる同年 7 月から同年 9 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

宮城厚生年金 事案 1986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月及び同年10月は4万5,000円、同年11月から49年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月17日から49年2月1日まで

私は、昭和48年9月17日にA社に入社し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

しかし、自分の年金加入記録を確認したところ、A社で厚生年金保険の資格を取得したのが昭和49年2月1日とされていることが分かった。

申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されているのは事実なので、A社に係る厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるB社が保管している申立人に係る人事関係書類及び申立人が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、昭和48年9月17日にA社に入社し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額により、昭和48年9月及び同年10月は4万5,000円、同年11月から49年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、「旧A社の台帳が存在していないため不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

申立期間当時は大学生であったが、年金手帳の被保険者となった日に昭和49年4月1日と記載されているので、この頃に父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳に、初めて被保険者となった日として「昭和49年4月1日」と記載されていることから、申立人の父親が、昭和49年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年9月22日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立人の資格取得日は、大学卒業後の「昭和51年4月1日」となっており、申立期間は任意未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた年度（昭和51年度）及びその翌年度（昭和52年度）の国民年金保険料について免除を受けていることから、申立人の父親は、申立期間後に申立人の国民年金の加入手続を行うとともに免除の申請手続を行ったものと推認される。

さらに、申立人の父親は、既に亡くなっていることから、当時の納付状況等は不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月及び15年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年12月及び15年1月
会社を退職した後、国民年金への加入手続を行い、平成14年12月及び15年1月の国民年金保険料を妻の分の保険料と一緒に納付した。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金への加入手続を行ったと主張しており、平成14年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、オンライン記録によれば、申立期間に係る「未適用者一覧表」（国民年金加入を勧奨するための資料）が15年8月26日に作成されたことが確認できることから、その時点で、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に納付したと主張しているが、その納付時期は定かではないとしており、オンライン記録によれば、申立人の妻に係る申立期間の保険料も未納の記録となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から60年3月まで

私が大学生であった20歳の頃に、母親から、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したことを聞いた。

母親は死亡しており、証明書類等も残されていないが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が学生であった時に、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の公的年金の加入記録は共済組合だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は加入手続や保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

私は、A 市内の専門学校に進学するため昭和 63 年 3 月に B 市内の事業所を退職したが、同年 4 月に、母親が、私の年金について B 市役所に相談に行き、学生でも国民年金保険料を納付することができる」と説明されたので、申立期間の保険料を現金で一括納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 63 年 4 月に B 市役所に行き、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の 10 番前の記号番号の者が 20 歳到達時の平成 5 年 7 月 10 日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 7 月以降と推認されるどころ、オンライン記録及び B 市の国民年金被保険者記録票によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年 8 月 1 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。このため、申立人の母親は、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金への加入は任意であったことから、制度上、遡って国民年金被保険者資格を取得することはできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が昭和 63 年 4 月に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張するが、申立人は、同年 3 月 8 日に B 市から A 市に住民票を移していることから、B 市において、住民登録をしていない

申立人の保険料を収納するとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 1 月まで

私は、平成 2 年 4 月に A 市に帰郷したが、国民年金の加入勧奨のため同市役所から委託を受けた男性が自宅に来たので、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、金融機関から預金を引き出し、後日、その男性に 2 年分を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に帰郷した平成 2 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の 12 番前の記号番号の者が 20 歳到達時の 4 年 1 月 20 日に国民年金被保険者資格を新規取得していることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 1 月以降と推認され、その時点では、時効により、申立期間の大部分について国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間直後の平成 2 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた 4 年 1 月以降に、時効にかからない期間の保険料を一括納付したものと推認され、当該期間の保険料納付をもって、申立期間の保険料を納付したものと認識している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1979（事案 324 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 10 月まで

私が A 社 B 営業所（又は事務所）に勤務した昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 20 日までの期間について年金記録確認申立てを行ったところ、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知をもらったが、新たな事実が分かったので、36 年 4 月から 39 年 10 月までの期間について再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 20 日までの期間については、当委員会において、i) 当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、ii) 当該事業所と同名称及び類似名称で、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所となっていた事業所についてオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらないこと、iii) 申立人は、当該事業所の本社の所在市町村、役員及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の状況を確認することができないことなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成 20 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「平成 21 年の春及び秋に C 市内で見かけた『A 社』の従業員に聞いたら、申立期間当時に私が従事していた部門が同社に昔あったような記憶があるとのことだったので、その会社は自分が勤務していた会社だと思う。」としているところ、当該従業員の氏名及び勤務先の所在地は不明であるため、当該事業所の実態を調査する

ことができない。

また、申立人は、「平成 21 年に C 市内で見かけた『A社』の従業員の車のナンバー（自動車登録番号標）から、自分が申立期間に勤務していた会社の本社は D 県にあったと思う。」としているところ、申立期間当時、当該ナンバーを使用していた市町村を管轄する法務局（4 支局）に照会したが、当時実在した「A社」の名称が付く法人の商業登記簿は見当たらないとの回答を得た。

さらに、申立人は、「昭和 60 年頃、E社からF社に出向していた人から『しばらくです。』と言われびっくりした。その人は、申立期間当時、私がF社の工場へ仕事のために行った際に、立ち会った主任だった。」と述べているが、F社の製品を製造しているE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 20 年 12 月 1 日から申立期間までに被保険者資格を取得した者で前述の主任と同じ姓の者（男性 21 人）の中に、60 年頃に F 社で被保険者資格を取得した者は見当たらない上、F 社のオンライン記録において確認できる当該主任と同じ姓の者（男性 8 人）の中に、E 社で被保険者資格を取得した者は見当たらないほか、F 社でも、当時、E 社から出向してきていたとする主任については確認できないと回答しているため、申立人が記憶している当該主任について特定することができなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が申立期間当初の昭和 36 年 4 月 1 日に G 市で取得した同記号番号は、37 年 1 月 5 日に元妻と連番で払い出されていることが確認できる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月頃から 50 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 16 日から同年冬頃まで

私は、昭和 46 年 1 月頃から 53 年冬頃まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。最初の 2、3 か月はアルバイトだったが、後に正社員になったので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずである。調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人の勤務開始時期やアルバイトから正社員になった時期の特定までには至らないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、A 社で昭和 50 年 8 月 1 日に同基金の被保険者資格を取得し、52 年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、オレンジ色の年金手帳を A 社からもらったと思うとしているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年 11 月以降に被保険者資格の取得手続を行った者を交付対象としているとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が当該事業所で 50 年 8 月 1 日に取得した記号番号は、同年 9 月 5 日に払い出されていることが確認できるが、申立期間①における記号番号の払出しは確認できない。

さらに、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52 年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、不自然な訂正箇所は見当たらない上、当該事業所の健康保険厚生

年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、A社の代表取締役は既に他界し、申立期間①当時の関係資料は無いことから、申立人に係る当該期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

申立期間②について、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失進達書（喪失届）によると、申立人の資格喪失年月日は昭和53年4月15日となっていることが確認できる。

また、C厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、B社で昭和52年9月1日に同基金の被保険者資格を取得し、53年4月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和52年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年4月16日（昭和53年4月15日から訂正）に同資格を喪失していることが確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月16日から25年8月19日まで
② 昭和25年9月21日から同年12月1日まで

私は、長期間にわたりA社（現在は、B社）で同じ船に乗っていたが、ほかの期間は船員保険の加入記録があるのに、申立期間は加入記録が抜けていることに納得できない。申立期間を船員保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録により、申立人は、申立期間について、A社が所有する船舶Cの乗組員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、申立期間①について、船舶Cの船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳に当該期間の加入記録は見当たらない上、当時、A社では、船舶Cの船員保険の被保険者資格に係る得喪手続は複数の乗組員をまとめて行っているが、申立人の雇入年月日及び雇止年月日に被保険者資格の得喪があった者は見当たらない。

また、申立期間①当時の船舶Cの乗員数について、申立人は10人程度、同僚は12人程度、B社では15人程度としているが、船舶Cの船員保険被保険者名簿によれば、申立期間①の被保険者数は4人又は7人であることから、全ての乗組員が船員保険に加入していたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立人の船員手帳に記載されている当時の船長は他界している上、申立期間①当時の同僚もほとんどの者が所在不明又は他界しているため、照会できた者は1人のみであり、この者は、申立人を知らないとしており、申立人もこの者を知らないとしている。

申立期間②について、船舶Cの船員保険被保険者名簿によると、船員保険の被保険者資格に係る取得手続は複数の乗組員をまとめて行っているが、申立人の雇入年月日に被保険者資格を取得した乗組員は見当たらない。

また、申立人の船員手帳に記載されている当時の船長は他界している上、申立期間②当時の同僚も全て所在不明又は他界しているため、当時の状況を確認することはできない。

一方、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、各申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかったところ、申立人の船員保険の加入期間は、船員手帳記載の雇入期間と一致しない箇所が複数確認できる上、船舶Cに乗っていたとする同僚にも、船員保険の加入期間と船員手帳記載の雇入期間との相違が確認できる。

また、B社では、各申立期間当時の事情を知る者はおらず、資料も保管していないため、各申立期間における申立人の船員保険料の控除等について確認することはできない。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 60 年 8 月まで
② 昭和 61 年 12 月から 62 年 10 月まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

いずれの会社においても正社員として勤務しており、同じ時期に勤務していた同僚には厚生年金保険の記録があるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言により、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、雇用保険の記録においても、A社に係る加入記録が見当たらない。

さらに、当該事業所では、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、同僚の証言により、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人がB社（昭和 60 年 7 月にC社に名称変更）に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間について、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も

無い。

また、B社の親会社であったD社で厚生年金保険被保険者資格を取得していた可能性も考慮し、同社の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人を知っているとの回答は得られたものの、B社における厚生年金保険の加入取扱いについての具体的な回答は得られなかった。

加えて、B社の事業を承継するE社に照会したが、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 25 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 28 日から同年 4 月 12 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 17 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 20 日まで

私は、昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 20 日まで、継続してA社B工場に勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③について未加入期間とされている上、受給していない脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

各申立期間について、継続してA社B工場に勤務し、申立期間④に係る脱退手当金も受給していないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、A社B工場において厚生年金保険の被保険者であった 12 名に照会したところ 9 名から回答があり、そのうち 3 名が、「自分がA社B工場に勤務していた期間にも未加入期間がある。」と述べており、これについて 1 名が、「A社B工場では、常時 30 名くらいは勤務していたが、本工員は 10 名足らずであり、ほとんどは臨時であった。出勤日数が規定の 8 割に満たない月は厚生年金保険を脱退させられた。また、材料が入ってこない時には自宅待機させられた

りしていた。」と証言していることから、当該事業所においては、従業員が勤務していた期間につき、必ずしも全ての期間を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む「健康保険ノ番号」について1番から141番まで調べたところ、38名が複数回資格取得を繰り返しており、申立人と同様に未加入期間が生じている上、申立人が同僚として挙げている8名のうち女性4名について、全員が申立人と同様に、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を4度にわたり取得及び喪失をしているため、未加入期間が生じていることが確認できる。

さらに、各申立期間に当該事業所において社会保険の事務担当であったとされる者に照会したが回答が得られず、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間④について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
私が所持している船員手帳には、昭和 32 年 11 月 30 日から 33 年 4 月 21 日まで A 社（現在は、B 社）に雇い入れられたと記載されており、同社の所有する船舶 C に乗っていたが、船員保険の記録を確認したところ資格取得日は 32 年 12 月 1 日となっており、同年 11 月 30 日は未加入であった。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人が昭和 32 年 11 月 30 日から 33 年 4 月 21 日まで A 社に雇い入れられていたことが確認できる。

しかし、B 社から提出された資料によれば、申立人が初めて船員保険の被保険者資格を取得したのは昭和 32 年 12 月 1 日となっている。

また、A 社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 32 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している 14 名に照会したところ 5 名から回答があり、5 名全員が船舶 C に乗り、業務の内容も申立人と同じであったとしている上、船員手帳に記載されている雇入年月日は同年 11 月 30 日であるとしている。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立期間である昭和 32 年 11 月 30 日に資格を取得している者は無く、被保険者証の記号番号に欠番も無い。

なお、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するため

に設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立期間における船員保険の加入記録は確認できない上、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。